チタン鉄鉱粘土	ILMENITE CLAY	一　規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の要件を満たすこと。 イ　航海中は貨物の水分値を運送許容水分値より低く保つこと。 ロ　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。 ⑴　貨物の水分値が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分値が運送許容水分値を超えるおそれがない場合 ⑵　積載場所のすべての貨物を陸揚げする場合 ハ　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 二　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 三　ビルジウェルは清浄かつ乾操した状態とし、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 四　航海中は貨物の表面を定期的に点検すること。 五　貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。
チタン鉄鉱砂 ［イルメナイトサンド］ （水分値が２％を超えるもの。）	ILMENITE SAND	一　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 二　雨中において船積みをしないこと。 三　船積み中は、船積みを行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　ビルジウェルは清浄かつ乾操した状態とし、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 六　航海中は貨物の表面を定期的に点検すること。 七　貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。
金属硫化精鉱	METAL SULPHIDE CONCENTRATES	一　可燃性物質類（等級4.2）として隔離すること。 二　食品及び腐食性物質（酸類）と同一の船倉又は区画に積載しないこと。 三　積載場所は清浄かつ乾操した状態であること。 四　規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の要件を満たすこと。 イ　航海中は貨物の水分値を運送許容水分値より低く保つこと。 ロ　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。 ⑴　貨物の水分値が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分値が運送許容水分値を超えるおそれがない場合 ⑵　積載場所のすべての貨物を陸揚げする場合 ハ　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五　全長100m以下の船舶における荷繰りは、貨物の表面の高低差が船幅の５％を超えず、貨物がハッチの端部から隔壁までゆるやかな勾配をなすよう行うこと。 六　積載場所への立入りは、当該場所を通風し、空気中の酸素濃度の計測により危険がないことを確認しない限り、禁止すること。 七　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 八　ビルジウェルは、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 九　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 十　航海中は積載場所を通風しないこと。 十一　航海中は貨物の表面を定期的に点検すること。 十二　貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。 十三　積載場所の空気中の酸素及び貨物から発生すると考えられる毒性ガスの濃度並びにこれらのガスが複合したガスの濃度を計測するための機器を船舶に備え、航海中定期的に計測し、計測記録を船内に保管すること。 十四　前号の機器は、空気中の酸素がない場合でも使用できるものであること。
セメントカッパー	CEMENT COPPER	一　規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の要件を満たすこと。 イ　航海中は貨物の水分値を運送許容水分値より低く保つこと。 ロ　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。 ⑴　貨物の水分値が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分値が運送許容水分値を超えるおそれがない場合 ⑵　積載場所のすべての貨物を陸揚げする場合 ハ　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 二　全長100m以下の船舶における荷繰りは、貨物の表面の高低差が船幅の５％を超えず、貨物がハッチの端部から隔壁までゆるやかな勾配をなすよう行うこと。 三　ビルジウェルは清浄かつ乾操した状態とし、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 四　積載場所のビルジ吸引装置が正常に作動することを確認すること。 五　航海中は積載場所を通風しないこと。 六　航海中は貨物の表面を定期的に点検すること。 七　貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。